

# 高槻市合唱連盟規約

## 第一章 総則

- 第1条 本会は高槻市合唱連盟(以下連盟とよぶ)と称する。
- 第2条 連盟の所在地は当合唱連盟会長宅とする。
- 第3条 連盟は高槻市内の各合唱団の連携を深め、各合唱団の発展と合唱活動を通じて市民の音楽文化のより豊かな向上、発展を図ることを目的とする。
- 第4条 連盟は第3条の目的に賛同し、高槻市内を練習拠点として定期的に活動する合唱団をもって組織する。

## 第二章 理事・役員・運営委員

- 第5条 連盟の運営は理事および役員・運営委員によって行う。
- 第6条 理事は各加入合唱団選出の1名とし、理事会を構成する。
- 第7条 連盟に次の役員をおく。
- |     |            |
|-----|------------|
| 会長  | 1名         |
| 副会長 | 若干名(事務局兼務) |
| 会計  | 2名         |
| 書記  | 1名         |
| 広報  | 2名         |
- 第8条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 役員は各合唱団の利害に関係なく連盟の運営に専念するものとする。
  2. 会長は連盟を代表し、理事会、役員会を招集する。
  3. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理を務める。
  4. 会計は会計事務を行う。
  5. 書記は連盟の事務処理をする。
  6. 広報はHP運用など対外的な告知やイベント時のプログラムなどの作成等を行う。
  7. 事務局は対外的な一次対応窓口とする。
- 第9条 役員は連盟加入の合唱団員より選出する。ただし、理事会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第11条 役員を補充する必要がある場合は、役員会の承認を経て決定する。その任期は前任者の残存期間とする。
- 第12条 運営委員は連盟及び役員会・事務局の円滑な運営に寄与するため、第6条に定める理事より選出する。  
なお、任期は連盟会計年度の1年間とし、原則的に運営委員として次年度に再選を行わない。
- 第13条 運営委員は、当該年度の1回目の理事総会にて、原則2名を選出とする。

## 第三章 会議

- 第14条 連盟の会議は理事会および役員会とする。ただし、役員会が必要と認めた場合は専門委員会を設けることができる。
- 第15条 理事会は連盟の最高議決機関であり、原則として年5回、その他必要と認められた場合に開催する。
- 第16条 理事会は理事の三分の二以上の出席を持って成立し、その議決は出席者の過半数をもって成立する。
- 第17条 理事会は次の事項を審議決定する。
1. 連盟の運営基本方針
  2. 予算と決算

### 3. その他の重要事項

第18条 役員会は役員および運営委員をもって構成し、連盟の運営を行う。

第19条 役員会は必要に応じて開催する。

## 第四章 会計

第20条 連盟の経費は次の収入をもってあてる。

1. 会費
2. 寄付金および補助金
3. 事業収入
4. その他の収入

第21条 会費は次のとおりとする。

1団体 年額 3,000円

第22条 連盟の会計年度は6月1日より翌年5月31日までとする。

## 第五章 会計監査

第23条 連盟は会計監査2名をおく。

第24条 会計監査は理事会において選出する。

第25条 会計監査の任期は原則1年間とする。

## 第六章 改正

第26条 本規約は理事会において理事の三分の二の賛成を得て改正することができる。

## 付則

第27条 本規約は昭和52年10月2日に制定し、実施した。

〈改訂履歴〉

昭和56年9月7日改訂

昭和58年6月4日改訂

平成2年6月改訂

平成21年6月20日改訂(運営委員の定数を3名から若干名に改訂)

令和元(2019)年6月改訂 (広報新設、会計増員、事務局規定)

令和4年6月18日改訂(第2条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第11条以降)